

論文

南京「占領」研究の盲点 ——法廷論争を11年ぶりに振り返る

東 中 野 修 道（社会思想史家、文学博士）

- 目次
- 1 8歳の少女A≠原告シア氏（拙著）
 - 2 2家族殺害「2人」生存（無声映画「解説」）
 - 3 数え年9歳＝満7～8歳≡満8歳の少女A＝原告シア氏（地裁判決）
 - 4 少女A≠「シア夫人の兄」の姪、即ち少女A≠シア家の子（無声映画「解説」）
 - 5 家族「3人」生存（原告の最初の証言）
 - 6 「目撃者は実際に見たものと後から言われたものとを自然に折衷している」
 - 7 一家全員皆殺し（無声映画「字幕」）
 - 8 およそ妥当とは言い難い地裁判決文の削除
 - 9 付説——それは偽造フィルムであった

オーストリア＝ハンガリー帝国時代のショプロン（Sopron）は、その地の墓地でドイツ語を話す古老から教えられたことには、第一次大戦後の住民投票でオーストリアからハンガリーに帰属が変わった小さな町でした。人口6万の、ウィーンとブダペストを結ぶ幹線道路沿いに位置する国境の町が、1989年の夏には、東ドイツ市民「大脱出」の最前線となりました。国境沿いの鉄のカーテンがいち早く切断されていたためです。そのため東ドイツからチェコを経由して東ドイツ刑法で言う「共和国逃亡」（Republikflucht）を命がけで冒して、東ドイツから最短距離のショプロンまでやってきた人たちが、拙著『国家破産——東ドイツ社会主義の45年』（展転社）に紹介したように、撤去された鉄のカーテンを抜け穴として、ショプロンの森からオーストリアへと脱出し、西ドイツへと逃げ出しました。

その鉄のカーテンの一片を研究室に持ち帰ってから2か月後の1989年11月9日、ベルリンの壁が崩壊しました。私もこれで日本が社会主義化する危険は消えたと安堵しました。と同時に、社会主義崩壊の悪夢を前に、日本の社会主義者たちはこれからどうするのか、おそらくあの戦争の批判に活路を見出し、とりわけ南京虐殺の喧伝に力を注ぐのだろうと反問しておりました。そこで翌1990年（平成2年）から南京占領の研究に少しずつ取り組み始め、東ドイツ社会主義研究の2冊目を書き終えた1994年末からこの研究のみに没頭して、ようやく1998年に処女作の『「南京虐殺」の徹底検証』（展転社）を世に問うたのでした。

1 生き残りの少女A≠原告シア氏（拙著）

それから2年、平成12年（2000年）11月末に、私は中国の南京で被告として提訴されたことを、日本の全国紙や地方紙を通じて知らされました。それから更に3年半後、その

「民事訴状」が南京市中級人民法院（南京地裁）から東京地裁を通じて、出版社や私に届きました。外交ルートを通じて、正式に訴状が送られてきたわけです。

確かに、1938年当時の記録のなかに、南京陥落当日の12月13日、家族が日本軍に殺されたが、8歳の少女は生き残ったという記録が残っております。後述するように原告はその少女だと証言して、南京陥落から約50年後の1985年（昭60）に初めて公に出てきた人でした。

南京で殺人や略奪を見たと言って1980年代から出てきた証言者は日中両国に少なくありません。その証言も研究者にとっては一つの史料となりますから、その一つ一つをあらゆる史料に基づきながらあらゆる角度から考察して、整合性のある解釈を追究していく必要が生じてきます。証言も、史料批判の対象となることは避けられないのです。

しかし多くの場合、その裏付けとなる当時の記録がないため、検証は極めて困難というのが実情でした。ところが原告の証言する事件はたまたま当時の記録が存在していたため、戦後の証言と、戦前の記録との比較検討が可能となったわけです。そこであえて検証に踏み込んで、原告は生き残りの少女とは「別人と判断される」「原告は事実を語るべきである」というふうに、原告の証言に疑義を呈して、『「南京虐殺」の徹底検証』（248頁）に書いた次第です。それが原告にたいする「名誉毀損」にあたるという訴状が、2003年（平成15年）6月30日付けで届きました。青天の霹靂でした。

2 2家族殺害「2人」生存（無^{フィルム}声映画の解説）

それは次のような連続殺人事件でした。当時南京にいて国際委員会のメンバーであったジョン・マギー牧師が書いたと言われる記録（後述の映画解説）から引用しておきます¹⁾。

Film 4) 事例9。

12月13日、約30人の兵士が南京の東南部の新路口5のシナ人の家に来て、中に入れるよう要求した。

玄関を、ハー（Ha）という名のイスラム教徒の家主が開けた。すると直ちに彼らはハーを拳銃で殺した上、もう誰も殺さないでと、ハーの死後^{ひざまず}跪いて頼むシア氏（Mr. Hsia）をも殺した。なぜ夫を殺したのかとハーの妻が尋ねると、彼らはハーの妻をも殺した。シアの妻は1歳の赤ん坊と客間のテーブルの下に隠れていたが、そこから引きずり出された。そして一人かもっと多くの男から裸にされ、強姦されたあと、銃剣で胸を刺されて殺された。その上、陰部に瓶を突っ込まれ、赤子も銃剣で殺された。

それから何人かの兵士が隣の部屋へと行った。そこにはシアの妻の76歳と74歳になる両親、それに16歳と14歳になるシアの娘がいた。この娘たちを彼らが強姦しようとしたそ

無声映画の「解説」に基づく家族構成

家主ハー家	①夫 ②妻 ③4歳 ④2歳
同居シア家	①祖父76歳 ②祖母74歳 ③父 ④母 ⑤16歳の娘 ⑥14歳の娘 ⑦7～8歳の少女 ⑧1歳
生存者	①8歳の少女A ②4歳の妹
関連する人物	①シア夫人の兄＝親戚（a relative）

の時、祖母が娘を守ろうとして拳銃で殺された。祖父が妻の体をつかむと、祖父も殺された。

それから二人の少女が裸にされた。上の少女は2、3人に強姦され、下の少女は3人に強姦された。そのあと上の少女は刺されて陰部に棒を突っ込まれた。下の少女も銃剣で突き殺された (*bayoneted*) が、母や姉の受けたぞっとするような扱いは免れた。

それから兵士たちはもう一人の7、8歳になる妹も銃剣で突き殺した (*bayoneted*)。同じくその部屋にいたからである。

この家の最後の殺人は4歳と2歳になるハーの二人の子供（訳注、性別不明）の殺人であった。上の子は銃剣で突き殺され (*bayoneted*)、下の子は刀で真二つに斬られた。

その8歳の少女 (*the 8-year old girl*) は傷を負ったあと母の死体のある隣の部屋に這って行った。無傷で逃げおおせた4歳の妹 (*her 4-year old sister*) と一緒に、この子はここに14日間居残った。この二人の子供はふかした米を食べて生きた。

写真撮影者 (*The photographer*) が、この話の一部を得ることができたのは、上の8歳の少女からで、詳細は一人の隣人 (*a neighbor*) と一人の親戚 (*a relative*) から語ってもらって、確認と訂正ができた。

兵士たちは毎日この家に物を取るためにやって来たが、2人は古い敷布の下に隠れていた^{シーツ}ので発見されなかったと、この8歳の少女は語った。

このような恐ろしいことが起り始めた時、近所の住民はみな避難民地帯に逃げた。それから14日して、このフィルムに出て来る老女 (*the old woman*) が近所に戻って、2人の子供を発見した。その後、死体が全て取り除かれたあとの部屋に、写真撮影者を案内したのは、この老女であった。彼女や、シア夫人の兄 (*Mrs. Hsia's brother*) と、この小さな女の子 (*the little girl*) にたいする質問を通じて、恐るべき悲劇についての疑問の余地なき理解が得られたのである²⁾。

冒頭に「Film 4」とあるように、これは無声映画の16ミリフィルムのなかの一コマにかんして書かれたやや長文の解説です。そこで本稿では、これを無声映画の「映画解説」と呼ぶことにします。一方、登場人物は一般に小説でも姓名を付せられているのですが、ここには一つもないため、中心的に解説されている8歳の少女を「少女A」と呼ぶことにします。

3 数え年9歳=満7~8歳÷満8歳の少女A=原告シア氏(地裁判決)

これが事実とすれば兵士30人による連続殺人事件でした。家主のハー夫婦から始まって、シア夫婦、その1歳の赤子、そして妻方の祖父母が殺され、16歳、14歳の娘、7、8歳になる妹が銃剣で突き殺され (*bayonet* され)、「最後の殺人」がハー家の4歳と2歳でした。難を逃れたのは8歳の少女Aと4歳の妹の二人だけという「2家族殺傷事件」でした。

殺人事件の記述は最初の殺人から「最後の殺人」までと解釈した私は、その間の「bayonet」を、「剣で突き殺す」と解釈したわけです。そうしますと、「7~8歳のシア家

の子」は銃剣で突き殺されたことになるとしても、「8歳の少女A」は両家のどちらに属するのか。双子ならば、両者はシア家の子となりますが、双子とは明記されていなかった。しかも一家に同年齢の子は二人とはいえないうえ「シア家に7～8歳の子がいる」以上、「少女A≠シア家の子」ということになり、家主ハーの子と考えたわけです³⁾。そこで、「シア家の子ではない少女A」は「原告のシア氏」とは「別人」と判断した次第でした。

原告側弁護団はこれにたいして、私が「bayonet」を「銃剣で突き殺す」と解釈したのが「基本的な誤り」だと力説しました。原語の「bayonet」には「銃剣で突き殺す」のほか第二の語釈「銃剣で突く」の意味があるから、「bayonet」とは兵士たちがもう一人の「7～8歳の子」を「銃剣で突いた」という意味であり、銃剣で突かれながら生き残ったシア家の「7～8歳の子」が「その8歳の少女A、すなわち原告のシア氏」と主張したのです。

その結果、第二の語釈の「銃剣で突いた」が判決に採用され、8歳の子はシア姓と判定されました。

マギーは……中国式数え方で9歳 (a girl of nine) と説明した少女の満年齢を「7、8歳」と推定し、フィルム解説文（注、本稿で言う無声映画の「映画解説」）では、これを「8歳の少女」(the 8-year old girl) と表現したことも十分考えられるところであり……そのように理解するのが合理的というべきである。（平成19年11月2日、東京地裁判決書27頁）

訴訟は南京のほか東京の裁判所でも行われ、東京地裁と東京高裁は、著者の私や出版社に原告を誹謗中傷せんと「悪意」（高裁判決書5頁）は認められないにしても、「誤読」が名誉毀損を招いた以上、総額400万円を分担して支払えと判決を下しました。

4 少女A≠「シア夫人の兄」の姪、即ち少女A≠シア家の子（無声映画「^{フィルム}解説」）

果たしてそうだったでしょうか。ここでは無声映画の「映画解説」の問題点を2点に絞って指摘しておきます。

まず「映画解説」に出てくる「親戚」(a relative) はどう解釈すればよいのでしょうか。本書75頁15行目の「親戚」(a relative) は「シア夫人の兄」を指していました。不定冠詞が使われている以上、登場人物の誰その親戚とは特定されない、それゆえ少女Aの親戚とは特定できない関係にあったことになります。

そこから次の結論が出てきます。シア夫人の兄は少女Aの「親戚」すなわち「^{おじ}伯父」とは特定されなかったのだから、「少女Aはシア家の子ではなかった」、という結論が。

しかしそうではなく、逆に、「シア家の少女A」という逆の仮定に立ってみるのもよいでしょう。その時、「シア夫人の兄」は「シア家の少女A」の親戚であることが明白ですから「彼女の親戚」、すなわち her relative または a relative of hers となり、「映画解説」のように不定冠詞の a relative とはならないのです。

同じことが次の一文からも言えます。

無声映画の「映画解説」の末尾には、「シア夫人の兄 (Mrs. Hsia's brother) とこの小さな女の子 (the little girl) にたいする質問を通じて」(本書75頁23行目)と記されています。もしこの小さな女の子 (the little girl) がその前のMrs. Hsia と親子関係にあったとすれば、her little girl またはthe little girl of hers と記されて当然でした。しかしそうではなくthe little girl である限り、少女Aがシア夫人の子であるとは特定できない、シア家の子であったとは言えない、という結論に導かれます。

それは、第一の語釈「銃剣で突き殺す」(bayonet) から導き出される「8歳の少女Aはシア家の子ではなかった」という結論とも、ぴったり一致します。

一方、第二の語釈「銃剣で突く」から導き出される「8歳の少女Aはシア家の子であった」という結論は、「親戚」(a relative) の文脈から導かれる「8歳の少女Aはシア家の子ではなかった」という結論と、矛盾することになります。

このような論理的家族関係からすると、

「8歳の少女A ≠ シア家の子」

と解釈するのが合理的と言うべきなのでしょう。地裁判決のように「8歳の少女A = シア家の子」と特定する根拠はどこにもなかった。拙著の解釈(本稿の目次1)は間違っていないのです⁴⁾。

もう一つの問題は「祖母」にありました。この「映画解説」は、シア家の「祖母」(本書75頁1行目)は殺されたと解説していました。つまり死者となっていました。ところが16ミリフィルムの無声映画の字幕には、第一発見者としての「祖母」(本書79頁37行目)が出てくる。つまり「祖母」は生者でした。いったいどうして生者を死者とする錯誤を、無声映画の「映画解説」は犯したのか。その理由はやがて明らかとなってきます。

5 家族「3人」生存(原告の最初の証言)

偶然、私は、鹿児島45連隊の参戦者浜崎富蔵氏(戦後は鹿児島市警察署長)から頂いた新聞記事の切り抜きを保存していました。それが「南京大虐殺生存者の証言——日教組訪中団が報告書」という記事です。昭和60年1985年7月11日に鹿児島の地方紙『南日本新聞』に出た記事ですが、同社データベース部の回答によれば「共同通信の配信記事」であったようです。これが管見では原告の最初の証言を伝える資料でした。

私の家族は9人のうち7人まで殺されました。日本の兵隊はいきなり父を銃殺し、盲目の祖父を虐殺した。そして当時、8歳の私の目の前で、母と16歳、14歳の姉を裸にして乱暴、その後すぐ殺した。小さい妹は地面にたたきつけられて死んだ。私は2人の妹を連れて逃げ、死体の山の中に埋もれて15日間隠れていた。虫の息の中国人が殺されたとき、私も3カ所傷を受けた

本稿冒頭(75頁17行目)の無声映画の「映画解説」と比較すれば、斜体字の部分が違うことが分かります。「私は2人の妹を連れて逃げ、死体の山の中に埋もれて(注、3人で)15日間隠れていた」のではなく、「(私は一人の妹と)2人で古い敷布の下に隠れていた」と、無声映画の「映画解説」は解説していたではないですか。しかもこの証言では、

家族は「9人」ではなく、死者「7人」と「私」と「2人の妹」を合わせた10人、すなわち「bayonet」を「銃剣で突き殺す」と解釈した場合の総数と一致する10人となります。

このような数字の齟齬はひょっとして「共同通信の配信記事」の誤植かとも一応は疑われましたので、日教組訪中国の報告書を探し出して照合してみました。すると、共同通信の配信記事は「盲の祖父」と「盲の祖母」の違いを除けば正確な記事でした。次がその日教組訪中国報告書です。

南京での虐殺は30万人に達した。その殺されかたはさまざまだった。私の家族は盲の祖母、それに父と母、16歳の姉をかしらに全部で9人だった。そのうち7人まで殺された。侵入してきた日本の兵隊はまずいきなり父を銃殺し、そして盲の祖母を虐殺した。そして、当時8歳の私の目の前で、母と16歳、14歳の姉を裸にして強姦し、その後すぐに殺した。小さい妹は地面に叩きつけられて虐殺された。私は2人の妹をつれて、隙をみて逃げだし、死体の山の中に埋もれて15日間かくれていた。虫の息の中国人を銃剣でさし殺すとき、私も3ヶ所の傷をうけた

助けられたときは死人同然に衰弱していて、意識は全くなかった。意識をとりもどして今でも脳裏にやきついているのは、空地といわず私の周囲は死体の山で埋まり、それがガソリンをかけられて無残な炎に包まれていたことであった。私は要求する。戦争は過去のものとなったが、永久の平和が実現することを。そして生存者の一人として、中国共産党、中国人民政府に心から感謝したい⁵⁾

本多勝一氏の取材⁶⁾に先立つこと2年前の、1985年（昭60）4月3日の証言でした。よく「秘密の暴露」と言われるように、最初の証言には一般に知られていない事実、すなわち当事者しか知り得ない秘密の事実が吐露されているものです。それがすでに指摘した「2人の妹を連れて逃げた」でした。そして「空地といわず私の周囲は死体の山で埋まり、それがガソリンをかけられて無残な炎に包まれていた」でした。

6 「目撃者は実際に見たものと後から言われたものとを自然に折衷している」

このように、死体の山にかけられたガソリンが15日間も燃えていたという事件を、南京城内の事件として誰が指摘できるでしょうか。かと言って、証言の信憑性は疑いようありません。とすれば、証言者は南京「城内」の「新路口5」（本書74頁24行目）ではなく「城外」で起きた事件に遭遇していたのでしょう。しかも難を逃れた妹は無声映画の「映画解説」では「一人」でしたが、上記の最初の証言では「2人」と証言されていました。基本的な家族構成も全く違うのですから、原告は無声映画の「映画解説」の言う事件とは違う事件に遭遇していたと考えるのが、合理的と言うべきなのでしょう。

このように証言者の脳裏に焼き付いていた光景は、「助けられたとき死人同然に衰弱していた」とはいえ、当時の記録とはまるで一致していなかった。もし目撃者がその後になって最初の証言と一致しない「解説」の情報を得た場合、どんなことが起こるのでしょうか。「どうやらかなり多くの目撃者は実際に見たこととその後伝え聞いたことを折衷さ

せているようだ」とは、古典的なエリザベス・ロフタスの『目撃者の証言』⁷⁾の一節です。これに従えば、原告のその後の証言は、実際に見たことと、後から無声映画の「映画解説」を基にして指摘されたこととを矛盾しないよう折衷させているようだ、と解釈するのが合理的な解釈となるのでしょうか。

7 一家全員皆殺し（無声映画「字幕」）

これまで無声映画の「映画解説」のなかの少女Aの姓を論証したあと、秘密の吐露を含む原告の最初の証言と無声映画の「映画解説」との異同を明らかにしてきました。そこで残るのは、無声映画の「解説」の元となった無声映画（16 ミリフィルム）の字幕説明のみとなりました。その存在の決定的重要性を、誰もが、私を含めて等閑視してきたのです。

この無声映画（16 ミリフィルム）の「字幕説明」と無声映画の「映画解説」とでは、そもそも天と地ほどの違いがあることは、今でも根強い人気のある名画、たとえば「黄金狂時代」の字幕説明とその映画解説について考えてみれば分かることです。

チャールズ・チャップリン監督主演の「黄金狂時代」(*The Gold Rush*, 1925)は無声映画でしたから、私たちは字幕説明と、それを基に俳優の演じる演技を手がかりにして、各場面を理解します。チャップリン演じる、一攫千金を夢見る「山師」がもう一人の「山師」と偶然出会って、ついに「億万長者」になるという、悲喜こもごもの、何とも笑いを禁じ得ない名場面が続くのですが、一攫千金を探し当てたのは一人でも3人でもなく（字幕説明と場面によれば）この2人でした。2人が大金持ちの「億万長者」(Multimillionaire)となったのであって、それ以上でもそれ以下でもなかった。もし誰かが、2人ではなく「3人」が「百万」長者になったと解説すれば、「それは違う」と、誰もが異議を唱えるでしょう。無声映画にあっては、字幕説明こそ、各場面の唯一無二の判断基準となるからです。

同じことが無声映画の16 ミリフィルムについても言えます。次の二つのうち、最初が「マギー撮影フィルム」と言われる16 ミリフィルムの字幕説明です。次が「マギー撮影フィルム」の多くを収録していると言われる「チャイナ・インヴェイディッド」の字幕説明です。

この一家全員 (*This entire family*) が日本軍が入城してきたとき日本軍に虐殺された。女性のうち二人はレイプされてから殺された。……そのうちの一人は実に恐るべき方法で。(This entire family was massacred by the Japanese when they entered the city. Two of the women were raped and then put to death…… one of them were in a particularly horrible fashion.)

祖母 (A grandmother) が帰宅すると、祖母の一家全員 (*her entire family*) が虐殺される。目撃者たちは祖母の二人の娘 (*her two daughters*) がレイプされ、手足を切断され、無残にも殺されていたと報告している。(A grandmother returns home, her entire family massacred. Eyewitnesses report her two daughters raped, mutilated and

horribly killed.)

この字幕説明が正しいとすれば、これは「一家全員皆殺し」の事件でした。しかし「一家」の姓も、人数も、年齢も、そこに見ることはできません。言及されているのは、帰宅して第一発見者となった「祖母」と、レイプされ手足を切断されて無残にも殺された2人の「祖母の娘」のみでした。祖母を除く一家全員が殺され、生存者ゼロの事件であった、ということです。余談ながら、2人の娘が手足を切断されたという凄惨な事件が南京城内で起きていたのでしょうか。寡聞にして、私は知りません。

字幕説明から分かることはそれだけでした。それ以上でもそれ以下でもなかったのです。

従って8歳の少女Aが「この一家」の一人であったかどうか不明でしたが、仮にそうであったとしても「一家全員皆殺し」の事件で死んでいたのですから、戦後、誰であれ、その少女Aは私ですと証言できるはずもなかった。「死んだ少女A」と「生きている証言者」は別人というのが、死者と生者との関係から必然的に生じる論理的帰結となる、と考えるのが自然でしょう。それ以外に果たしてあったのでしょうか。

そうではなくて、冒頭（本書76頁）に紹介した無声映画の「映画解説」のように、「2家族」が襲われ、「祖母」は殺され、「祖母の孫娘」も酷い殺され方をされたが、2人の少女は生き残ったのだと言いたければ、そう言ってよいでしょう。しかしそれは字幕説明から逸脱した解説である以上、無いことを有るかのように作りあげた作り話になる、ということ忘れてはなりません。「字幕説明」が「元」となるべき「根本資料」であり、「解説」は「控え」ないしは「写し」としての「参考資料」であったからです。「解説」は「字幕説明」の悪質な拡大、改竄^{かいざん}なのです。「おかしいじゃないか、死者が生き返ることはない」と気づいて——これらの資料（南日本新聞の記事を除く）を私が裁判所への陳述書に記載した段階で気づいて——指摘しておくべきでした。字幕説明を改竄した無声映画の「映画解説」を基に論じるのは、愚の骨頂と知るべきでした。私たちはあまりにも無声映画の「映画解説」のみを論じ過ぎていたのです。枝葉末節の「副」を見るばかりで大本の「正」を見ようとはしなかったのです。

そこで参考までに両者の異同を一覧表にすれば次のようになります。

	被害者	生存者	姓	少女A	祖母	16歳 14歳
無声映画「字幕」 ^{フィルム}	一家全員死亡	ゼロ	ナシ	死亡	生存	祖母の 娘
無声映画「解説」 ^{フィルム}	2家族12人	2人	ハーとシア	ハー姓	死亡	祖母の孫娘
原告シア氏	一家10人中7人	3人	シア	私8歳	死亡	祖母の孫娘

このように全面的に改竄された無声映画の「映画解説」は歴史学上の史料とはなりえません。刑事訴訟法上の物的証拠^{キヤプション}ともなりえず、字幕説明に基づいて抜本的に修正されねばならないのです。無声映画とその「字幕説明」が正しいとすれば、それが事件の存在と様態を示す「唯一無二の物証」に近かったからです。

8 およそ妥当とは言い難い地裁判決文の削除

11年ぶりに法廷論争を振り返りながら定年退職を前に私なりに整理すると以上のことが想起されてくるのですが、この回想的論文を閉じるにあたって、最後に、次の地裁判決の一文を記録に留めておきます。

東中野の原資料の解説はおよそ妥当なものとは言い難く、学問研究の成果というに値しないと言って過言ではない。(地裁判決書30頁11行目から13行目)

言葉の乱れと学力不足が指摘されて久しいが、『国語大辞典』(小学館)や『広辞苑』(1988年版)を持ち出すまでもなく、「過言」という言葉は「……と言っても過言ではない」というふうに用います。地裁判決のように「……と言って過言ではない」とは一般には言いません。注意すべきでしょう。

しかも原資料の〈原〉とは何を意味するのでしょうか。あらゆる色の元になる色を原色と言い、ものを作るときの元の材料を原料と言うように、南京占領を研究するうえで元になる資料、英語資料やドイツ語資料のほか国文資料など全ての資料を原資料と言います。しかし私の資料解釈がそのような意味で問題になったことはありませんでした。正しくは〈当該〉資料と言うべきでしょう。

改めて再確認するまでもなく、11年前の法廷論争は「〈8歳の少女〉と□□□とは別人と判断される」、従って今日の私の研究結果から言えば「死んだ8歳の少女Aと生きている証言者は別人である」という一文の、当否を焦点とするものでした。上に述べたように、私の資料研究が「学問研究の成果」にあたいするかどうか論争的となったことは一度もありませんでした。そもそも或る研究が学問研究にあたいするかどうかを判定するだけの専門知識が——どの研究分野も極めて細分化され深化しているだけに——裁判官にあるとも思えません。それどころか、司法権という国家権力が何々の研究は学問研究にあたいするかどうかを判定するようになれば、学問研究の自由は全体主義国家においてのように一気に窒息していきます。しかも裁判官としてはそんなことは書かずとも、裁判官なりに過不足のない判決が十分に書けたことでしょう。厳正中立な審判をモットーに、何色にも染まらないことを肝に銘じるべく「黒衣」をまといながら、そしてまた人権を誰よりも尊重すべき職責にありながら、三代川三千代裁判長、藤本博史裁判官、兼田由貴裁判官が、判定するまでもない(或るいは判定できようもない)書かずもがなのことを判決書に書いたのは、越権行為に近かった。私の南京〈占領〉研究を、ちょっと貶めておきたかったからとしか思えません。穿った見方でしょうか。

そのように、東京高裁が判断したかどうかは分かりません。ともかく、高裁判決は上記の地裁判決の「学問研究の成果」云々を学問研究の自由を否定するものとして削除を命じ、否定しました。

30頁11行目〈およそ〉から13行目までを「不合理であって、妥当なものということができない。」に改める。(平成20年5月21日、高裁判決書4頁)

はたして私の解釈は高裁判決が言うように「不合理」だったのでしょうか。医者「誤診」は患者の生命に関わり、裁判官の「誤審」は研究者生命を左右しかねません。平成20年（2008年）現在で約20年間、毎日研究に取り組んできた研究者の努力と人格を、冷笑するものでした。しかも「覆水盆に返らず」で、高裁判決が否定した上記の地裁判決がインターネット上を駆け巡っています。

付説——それは偽造フィルムであった

これまで無声映画の「マギー撮影フィルム」にかんする「フィルム解説」を中心に論じてきました。そこで、これまで論じなかったフィルムそのものを簡単に論評しておきます。

すでに述べたように、「マギー撮影フィルム」のなかの字幕説明——「この一家全員（*This entire family*）が日本軍が入城してきたとき日本軍に虐殺された。女性のうち二人はレイプされてから殺された。……そのうちの一人は実に恐るべき方法で」——に続いて、次の有名なシーン（写真1）が出てきます。

写真1



写真2



これは果たして実写フィルムだったのでしょうか。2001年（平成13年）に、アメリカの国立公文書館でこの16ミリフィルムの複製VHSテープを手にして以来、脳裏から消えない疑問でした。これと似た光景を自然界に数年間探し求めて撮影を続けましたが当然得られるはずもなく、いつしか模型を使って撮影するに至りました。自然界の物体は、太陽の光を浴びると、同緯度であれば、その位置と大小と形体にかかわらず、同じ時間ならば日時計（写真3）がそうであるように年間を通じて同じ方向に影を出します。ミニチュアを使っただけの写真と、「マギー撮影フィルム」のそれとを比較検証しても、特に不都合はないはずです。そこで、このシーンに少しでも似合うミニチュアの品々を百円均一ショップで購入して、たとえば「家」には軒の高さ37ミリ（屋根の高さ49ミリ）の「木製ミニハウス」を代用し、影の濃淡が一目瞭然となるようその周囲に段ボールの紙と色紙を貼り、家の前の白服の人と手前の老女には高さ22ミリの「招き猫」をあてがっております。そし

写真3



写真4

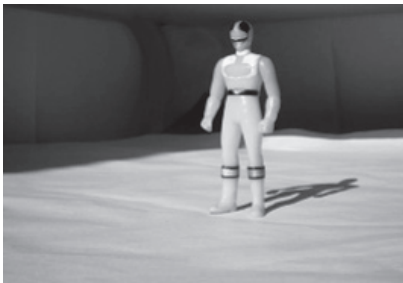
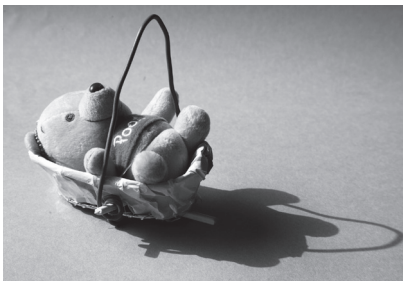


写真5



写真6



でその横に、^{うつぶ}俯せの人間を想定した白い消しゴムのやや長方形の破片（高さ7ミリ）や、「ボタン電池AG13」（LR44相当品、高さ6ミリ）を「段ボール紙」の上に適宜配置して、撮影の際は、特に模型の家の左端のタテの影が「マギー撮影フィルム」のそれと同じになるよう何度も調整しながら約10年間撮影しました。ここにはその数百枚のうちの1枚ではなく、北緯32度06分の南京とほぼ同緯度の鹿児島市で平成31年2019年2月2日、太陽が最も高く影が最も短くなる^{なんちゆう}南中（12時15分？）時近くの12時11分に撮影された写真2を掲載しておきます。

このようにして、「マギー撮影フィルム」のなかの「一家全員殺害」の写真1と、ミニチュアの実写写真2とを比較して見ると、いろいろと齟齬が指摘できますが、少なくとも次の3点だけは指摘しておかねばなりません。

- 1) 写真1の「家」の「壁」が影を帯びていない。
- 2) 写真1の「家」の影が出ていない。
- 3) 写真1の左下に見える「丸い物体」の影は「右横」に出ているが、その右横の老女の影は「右斜め上」に出ているため、その方向が一致していない。しかし写真2のボタン電池と招き猫の影はともに「右斜め上」に出ていて、その方向は一致している。

以上のことから、この「マギー撮影フィルム」の動画は実写フィルムではなく、人物と背景が合成された合成フィルムであったことになります。その人物と背景の合成の方法ないしは撮影の方法ですが、これはおそらく^{うつぶ}俯せとなった人間などの絵を描いた背景幕を横に敷いて、その上に老女が立ち、同じく家などを描いた背景幕をその後方に上から垂れ幕として吊るして撮影するという、現在も必ずと言っていいほど活用される19世紀以来の古典的な手法に倣ったものでしょう。人物以外は全てホンモノであるかのように描かれた絵でした。そのため老女の影は写真4のように逆Y字型ではありません。これも不自然なのです。

参考までに、数年前から毎週日曜日の18時に

6チャンネルで放映される「世界遺産」という番組の一コマを紹介しておきます。スポンサーのCANON が複合複写機PIXUS のCMとして流しているその映像は、あたかも人里離れた山中の大きな奇岩の上で蝶のように華麗に舞う女性を映し出しているかに見えます。が、その数秒後に流れてくる映像はそこがスタジオであったことを、そして見事な超大判の写真の上での安全な舞いであったことを映し出しています。

このCMと同じく、問題の写真1も、ディズニーが昭和12年1937年に制作した世界初の長編アニメーション映画〈白雪姫〉や同じく1953年に製作の「ピーター・パン」に出てくるような〈どこにもない世界〉を空想した、現代風に言えば仮想現実の一コマでした。勿論、マギー師に撮影できるしろものではありません。上記の視点を含む複数の視点からして、この80年来「マギー撮影フィルム」(Magee's film) と喧伝^{けんでん}されてきた16ミリフィルムは中国国民党中央宣伝部が制作した合成フィルムと判断されることについては別の機会に詳論するとしても、その実例としてもう1枚、写真5をここに挙げておくことは無駄ではないでしょう。影の長短と有無が写真5とは対照的な写真6は、平成23年2011年12月13日12時28分に、南京とほぼ同緯度の鹿児島市(北緯31度61分)で撮影された1枚です。このようにホンモノに似せて制作されたフィルムを偽造フィルムと言うのですから、これは偽造フィルムと言うよりほかないでしょう。これもまた、南京占領研究の盲点と言う所以^{ゆえん}です。

註

- 1) 『「南京虐殺」の徹底検証』では先行研究に従って「マア」(Ma)と訳した姓が、今日では「ハー」(Ha)と認識されているので、本稿ではそれに従っている。また「The photographer」は意識に過ぎたので、本稿では逐語訳している。そしてまた「シアさんの弟(又は兄、Mrs. Hsia's brother)」は単に「シア夫人の兄」と短く簡略化した。
- 2) 翻訳の底本としたのは、Deutsche Gesandtschaft/Botschaft in Nanking, *Japanisch-chinesischer Konflikt: Dezember 1937-Januar 1939* (Mikrofilm). Bundesarchiv-Abteilungen Potsdam, S. 153~ S.160. であるが、この無声映画の「解説」は今ではZhang Kaiyuan (ed), *Eyewitnesses to Massacre: American Missionaries bear witness to Japanese Atrocities in Nanjing*, New York: M. E. Sharpe 2000, p. 209f. に見ることができる。
- 3) 一読しても家族関係が判然としないよう、この「解説」は注意深く書かれている。8歳の少女Aは家主ハーの子とここには記したが、そうとも言えないのである。と言うのは、8歳の少女Aには「無傷で逃げおおせた4歳の妹」(本書3頁25行目)がいた。しかも家主ハーにも「4歳と2歳になる……二人の子供」(本書3項21行目)がいた。双子でもない限り一家に同年齢の子は二人としないから、「8歳の少女Aとその4歳の妹」は家主ハーの子とも言えない、と考えるのが当を得ているのであろう。
- 4) 滝谷二郎『目撃者の南京事件——発見されたマギー牧師の日記』(三交社、平成4年)は、マギー師が8歳の少女Aについて、「家主ハーの8歳になる娘は重傷を負いました」(86頁)と記していたことを示している。しかし裁判長は「原文の資料が証拠として提出されていない」(地裁判決26頁)という理由のもとにこれを却下した。
確かに、原文が有れば有ったに越したことはないであろう。それによって「家主ハーの8歳の少女」という解釈の妥当性が再確認され、原告弁護団の「少女Aシア姓」説は一挙に揺らぐからだ。十数年前に出版社を通じて私は入手の努力を試みたが、無駄に終わった。
しかし果たして英語原文は必要不可欠だったのであろうか。原文がなくとも「家主」「ハー」の8歳の少女と書かれていることから判断すれば、そしてまた滝谷二郎氏が『目撃者の南京事件』を刊行する10か月前に「マギー牧師の日記」が証言する旧日本兵の暴力」においても「家主ハーの8歳になる娘は重傷を負いましたが……」と太字にして引用していることから判断すれば、誤訳の可能性は無いに等しいと言わねばならない。しかも「家主ハーの8歳になる娘」であつたればこそ、「8歳の少女A≠シア家の子」という家族関係の論理的帰結とも矛盾しないのである。
これをしも誤訳と言うのであれば、そう主張する原告弁護団に立証責任があつた。ところが裁判官は被告側に立証責任を転嫁した。そうしなければ「少女Aのシア姓」説が根底から揺らぐと見たからであろう。初めから結論ありきの裁判であつた、と言つては言い過ぎであろうか。滝谷二郎「マギー牧師の日記」が証言する旧日本兵の暴力」(Views, 平成4年[1992年]2月、2巻4号)137頁を参照のこと。
- 5) 日本教職員組合教育文化局編『日本と中国との教科書研究——第1回日教組・中国教育工会教科書研究交流会報告書』日本教職員組合、昭和60年、83頁。
- 6) 洞富雄・藤原彰・本多勝一『南京大虐殺への現場へ』(朝日新聞社、昭和63年)、本多勝一『南京への道』(朝日新聞社、文庫版、平成元年)、ならびに南京事件調査研究会編『南京事件調査報告書』(一橋大学吉田研究室、昭和60年)を参照のこと。
- 7) エリザベス・ロフトス『目撃者の証言』、西本武彦訳、誠信書房、57頁、59頁。Elizabeth F. Loftus, *Eyewitness Testimony*, Massachusetts: Harvard University Press, 1979, 1996, p. 56, p. 58. 訳文は西本訳を仰ぎながら一部変更している。

本稿は『亜細亜法学』52巻2号(2018年1月)に掲載した「不覚の〈南京占領〉研究」を改題し、転載したものである。転載に際しては誤記を改め、最後に「付説」を付している。